

## 仕 様 書

本仕様書は、ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託に必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書の「甲」「乙」及び「委託業務」というのは、本件契約書明示の甲、乙、及び委託業務と同一とする。

### 1 委託業務の名称

ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託

### 2 履行場所

和歌山市中701番178、583番86 (別紙「位置図」参照)

和歌山市六十谷1346番127、1342番299 (別紙「位置図」参照)

### 3 委託業務の目的

和歌山市企業局管理の水道用地において、当該用地の環境美化に努め、安全で正常な状態に保つため行うものである。

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

### 5 作業時期

(1) 作業時期は、次の各時期を基本とし、各期において対象範囲の除草作業を完了すること。なお、作業時期がこれによりがたい場合は、局担当者と協議し決定すること。

ア 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで 第1期 (ふじと台北側)

イ 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで 第2期 (ふじと台北側)

ウ 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで 第1期 (ふじと台西側)

エ 契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで 第1期 (旧有功東配水池東側)

オ 契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで 第1期 (旧有功東配水池南側)

(2) 作業日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を除いた日とする。

(3) 乙は、作業時期について局担当者と十分な協議を行い、作業日時決定後は、速やかに局担当者に報告すること。

### 6 委託業務の内容

(1) 除草の対象範囲は別紙「除草平面図」を参照し、その範囲内における全ての草等の

見積用

令和8年度

委託件名 ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託

---

履行場所 和歌山市中701番178外

和歌山市企業局 水道工務部

## 業 務 費 総 括 表

(単位：円)

区 分	業務委託料	業 務 価 格	消費税相当額
業務委託料			

# 設計内訳書

業務名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託				当 初	業 種	草刈業務
						項 目	草刈業務
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
草刈業務費							
草刈業務（北側）ふじと台南低区配水池	式	1					
草刈業務（西側）ふじと台南低区配水池	式	1					
草刈業務（東側）旧有功東配水池	式	1					
草刈業務（南側）旧有功東配水池	式	1					
直接業務費	式	1					
諸経費	式	1					
業務価格	式	1					
消費税相当額	式	1					
業務委託料	式	1					

草刈業務（北側・1期+2期）

## 工種明細表

業務名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託 (ふじと台南低区配水池)			当 初	業 種	草刈業務		
					項 目	草刈業務		
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面除草工 人力草刈、燃料費含む（1359㎡×2期）	㎡	2,718						
法面除草工 急斜面での集草（1359㎡×2期）	㎡	2,718						
法面除草工 急斜面での積込、荷下（1359㎡×2期）	㎡	2,718						
法面除草工 現場内人力運搬（1359㎡×2期）	㎡	2,718						
雑木伐採 チェーン、ノコギリ使用（燃料費含む）	式	1						
運搬費 つる性植物含む（1359㎡×2期分）	式	1						
処分費 つる性植物含む（1359㎡×2期分）	式	1						
[単位当り金額]	式	1						

草刈業務（西側・1期）

## 工種明細表

業務名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託 (ふじと台南低区配水池)			当 初		業 種	草刈業務
						項 目	草刈業務
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面除草工 人力草刈、燃料費含む（155㎡×1期）	㎡	155					
法面除草工 急斜面での集草（155㎡×1期）	㎡	155					
法面除草工 急斜面での積込、荷下（155㎡×1期）	㎡	155					
法面除草工 現場内人力運搬（155㎡×1期）	㎡	155					
雑木伐採 チェーンソー、ノコギリ使用（燃料費含む）	式	1					
運搬費 つる性植物含む（155㎡×1期分）	式	1					
処分費 つる性植物含む（155㎡×1期分）	式	1					
[単位当り金額]	式	1					

## 工種明細表

草刈業務（東側・1期）

業務名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託 (旧有功東配水池)			当 初	業 種	草刈業務	
					項 目	草刈業務	
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面除草工 人力草刈、燃料費含む（90㎡×1期）	㎡	90					
法面除草工 急斜面での集草（90㎡×1期）	㎡	90					
法面除草工 急斜面での積込、荷下（90㎡×1期）	㎡	90					
法面除草工 現場内人力運搬（90㎡×1期）	㎡	90					
雑木伐採 チェーン、ノコギリ使用（燃料費含む）	式	1					
運搬費 つる性植物含む（90㎡×1期分）	式	1					
処分費 つる性植物含む（90㎡×1期分）	式	1					
[単位当り金額]	式	1					

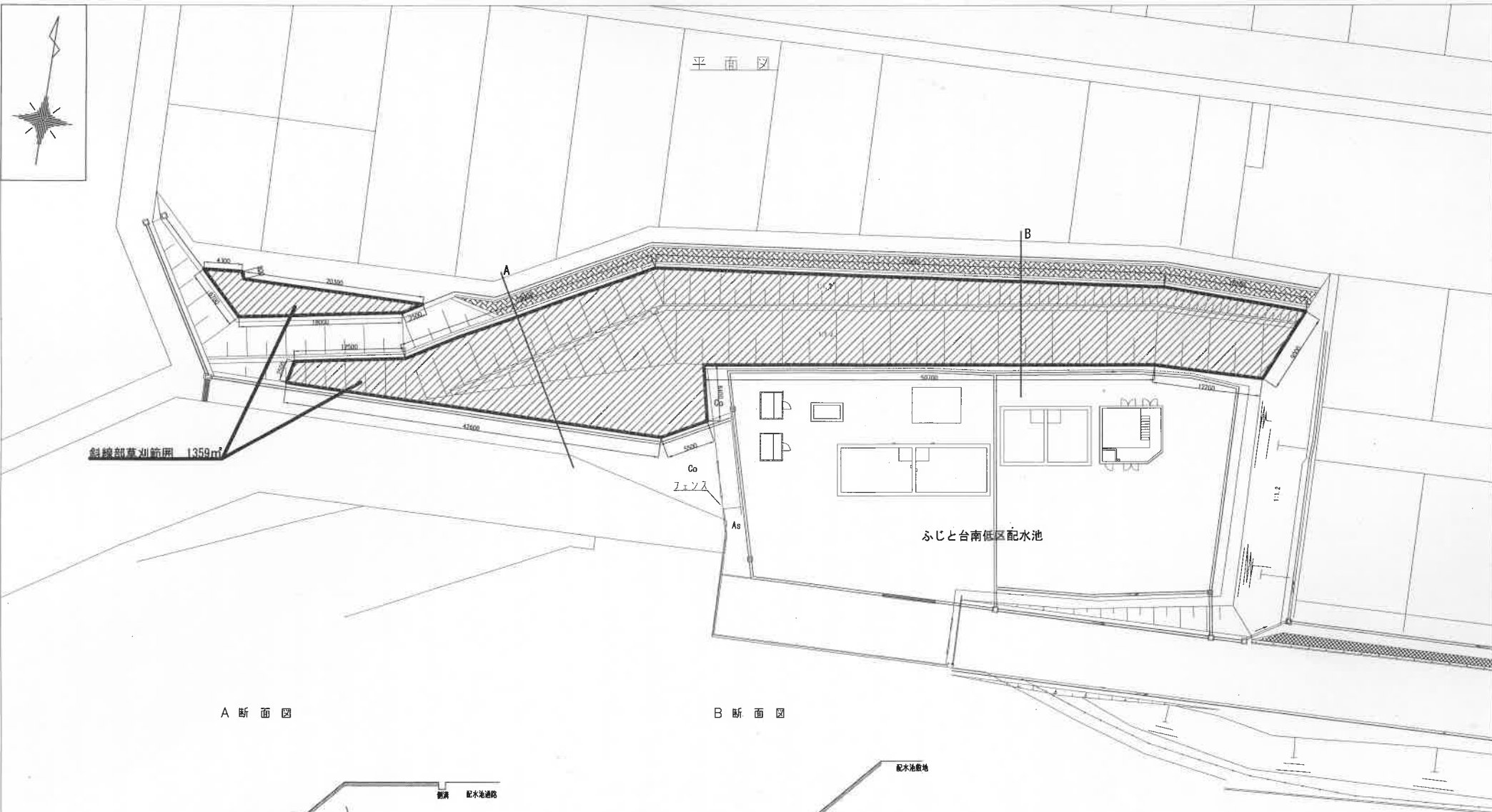
草刈業務（南側・1期）

## 工種明細表

業務名 ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託 (旧有功東配水池)				当 初	業 種	草刈業務	
					項 目	草刈業務	
項目・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面除草工 人力草刈、燃料費含む（110㎡×1期）	㎡	110					
法面除草工 急斜面での集草（110㎡×1期）	㎡	110					
法面除草工 急斜面での積込、荷下（110㎡×1期）	㎡	110					
法面除草工 現場内人力運搬（110㎡×1期）	㎡	110					
雑木伐採 チェーン、ノコギリ使用（燃料費含む）	式	1					
運搬費 つる性植物含む（110㎡×1期分）	式	1					
処分費 つる性植物含む（110㎡×1期分）	式	1					
[単位当り金額]	式	1					

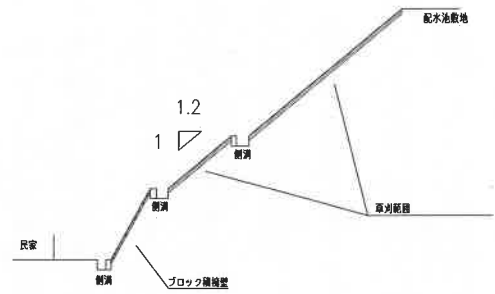
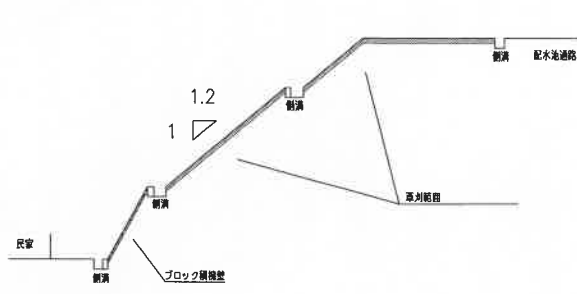


当初・変更	令和8年度 配水施設総括事業		
委託名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託		
工種	—		
図面	位置図		
縮尺	Non Scale	図面番号	1 / 5



A 断面図

B 断面図



当初・変更	令和8年度 配水施設総括事業
委託名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託
工種	除草工
図面	平面図 (北側)
縮尺	No scale
図面番号	2 / 5
和歌山市企業局 水道工務部 上・工業用水道管理課	

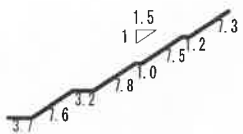
ふじと台  
4号公園

3.95

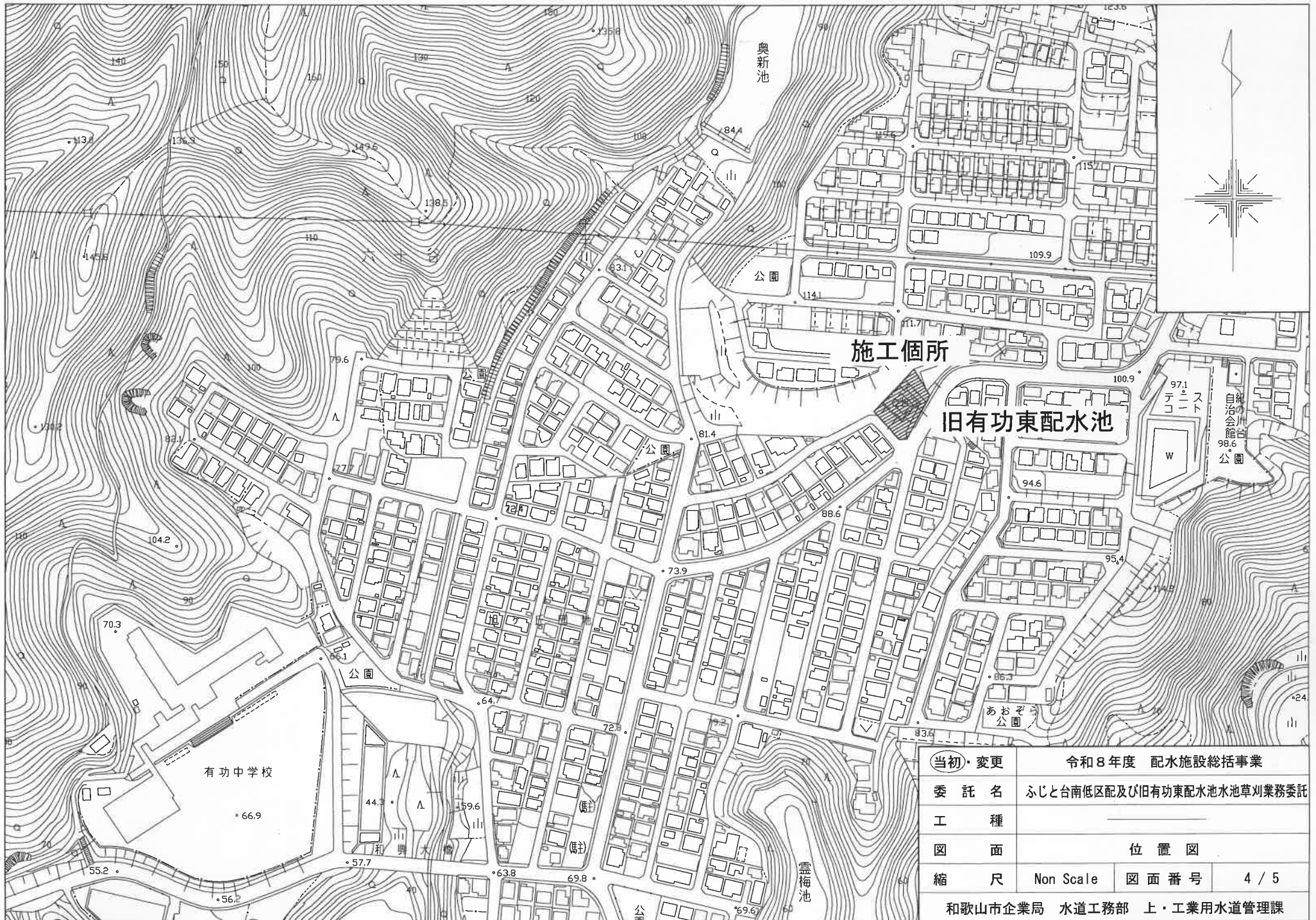
A

斜線部草刈範囲 155m<sup>2</sup>

A断面図



当初・変更	令和8年度 配水施設総括事業		
委託名	ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託		
工種	除草工		
図面	平面図（西側）		
縮尺	No scale	図面番号	3 / 5
和歌山市企業局 水道工務部 上・工業用水道管理課			



当初・変更	令和8年度 配水施設総括事業		
委託名	ふじと台南低区配及旧有功東配水池池草刈業務委託		
工種			
図面	位置図		
縮尺	Non Scale	図面番号	4 / 5
和歌山市企業局 水道工務部 上・工業用水道管理課			



当初・変更	令和8年度 配水施設総括事業		
委託名	ふじと台南低区配及び旧有功東配水池草刈業務委託		
工種	—		
図面	平面図		
縮尺	Non Scale	図面番号	5 / 5
和歌山市企業局 水道工務部 上・工業用水道管理課			



ふじと台南  
低区配水池  
西側

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
西側

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
西側

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
北側  
斜面及び平地

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
北側  
斜面及び平地  
【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
北側  
平地  
【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
北側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



ふじと台南  
低区配水池  
北側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
22日



旧有功東  
配水池  
南側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日



旧有功東  
配水池  
南側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日



旧有功東  
配水池  
南側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日



旧有功東  
配水池  
南側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日



旧有功東  
配水池  
東側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日



旧有功東  
配水池  
東側  
斜面

【撮影日】  
令和8年4月  
27日

## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約日の翌日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は 円（うち消費税及び地方消費税に相当する額 円を含む。）とする。

（責任者の選任）

第5条 乙は、契約後直ちに委託業務内容に対応できる責任者（有資格者を含む。）を選任し、経歴書を添えて甲に届けなければならない。

2 乙は、委託業務を行う場合前項で選任した責任者を立ち合わせなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更）

第9条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は甲乙協議して定める。

(契約期間の延長)

第10条 乙は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明らかにした書面により契約期間の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の作業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行できないときは、その履行不能分に相当する委託金額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第13条 甲は、乙のその責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第14条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第15条 乙は、前条の規定による確認を受けた後、既済部分に相応する契約金額相当額の範囲内で甲の定める委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わ

なければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
  - (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
  - 3 前項の損害賠償の請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
  - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第17条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第9条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が

実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第19条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があった

とされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除を請求することができる。

(1) 第9条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が、契約期間の2分の1を超えたとき。

2 第9条第2項及び第16条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第21条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第22条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第23条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはいけない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 和歌山市七番丁23番地  
氏名 和歌山市  
和歌山市公営企業管理者  
瀬崎 典男

乙 住所  
氏名

# 質問・回答について

1 委 託 名 称 ふじと台南低区配水池及び旧有功東配水池草刈業務委託

2 委 託 番 号 33

3 担 当 課 上・工業用水道管理課

## 4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年6月5日（和歌山市の休日をも定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。